

応募方法

《提出書類》 ①応募用紙 ②応募用紙の内容を説明する資料

《提出方法》 電子申請・届出システムで①②を提出

システム提出が難しい場合は、電子申請・届出システムに必要情報を登録のう

え、(Eメール) kf-ninsho@city.yokohama.lg.jp 又は、

(郵送) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局健康推進課 横浜健康経営認証担当あて

《応募期間》 令和7年6月19日(木)～9月30日(火)(必着)

※締切後の追加の書類提出は認められませんので、ご注意ください。

詳細はキーワードでの検索、もしくは右の二次元コードからホームページをご覧ください。

横浜健康経営認証

検索

または次のURLから御確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/kakushu/life_style/ninsho/page01.html

※提出書類は横浜市が一部の事務を委託する業者にお渡しする場合がありますので御了承ください。



健康経営に役立つツール

よこはまウォーキングポイント

歩数計アプリをダウンロードしたスマートフォン又は専用の歩数計を持って歩くと歩数に応じてポイントがたまり、抽選で景品が当たります。

事業所登録いただくと、歩数ランキング(事業所単位・事務所内の個人単位)をみることもできます。

詳しくはコチラ ▶ <https://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp/walkingpoint/>

よこはま企業健康マガジン

横浜市が定期的に配信する働き世代の健康づくりのためのメールマガジンです。

職場で簡単に健康づくりに取り組むことができる情報や健康づくりのイベント情報などを配信しています。(過去の配信例:通勤時にできる簡単な運動、適度な飲酒の量とは等)横浜市のホームページもしくは右記二次元コードより登録いただけます。

よこはま企業健康マガジン

検索



よこはま企業健康推進員

ご自身の健康づくりと職場内での健康づくりを発信する人のことを「よこはま企業健康推進員」と呼んでいます。よこはま企業健康推進員に登録いただくと、健康に関する研修や講演会の開催案内

や事業所内で利用可能なポスター等の配布を受けられます。(不定期)

登録基準は、横浜市が配信するメールマガジン「よこはま企業健康マガジン」への登録と、

横浜市が随時開催する健康経営や健康づくりに関する講演会や講座に参加することです。

横浜市電子申請・届出システムもしくは右記二次元コードより申し込いただけます。

よこはま企業健康推進員

検索



健康経営支援拠点(ウエルネスセンター)

事業所の健康経営の推進を支援するため、メンタルヘルスなどの無料セミナーや、相談会などを実施しているほか、健康機器を使って自己の健康状態をチェックできるイベント等を行っています。

詳しくはコチラ ▶ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kenkokeiei.html>

健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する、経済産業省の制度です。

詳しくはコチラ

▶ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

横浜市からのお知らせ

・健康経営の効果測定にあたり、認証事業所の皆様に採用・求人状況等の調査へのご協力をお願いする場合があります。

お問合せ先: 健康福祉局健康推進課 (電話 045-671-2454) / 経済局中小企業振興課 (電話 045-671-4236)

FAX 045-663-4469

※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。



横浜健康経営

認証

令和7年度

募集要項



高齢社会が到来し、労働人口の減少が現実のものとなっています。

さらに、「働き方改革」により、企業経営において、働きやすい環境づくりが求められています。

このような状況の下、企業経営で重要な要素を占めるのは「最も貴重な経営資源は人材である」という考え方であり、それを具体化する取組のひとつが「健康経営」です。

横浜市は、健康経営を進める市内事業所を認証します。

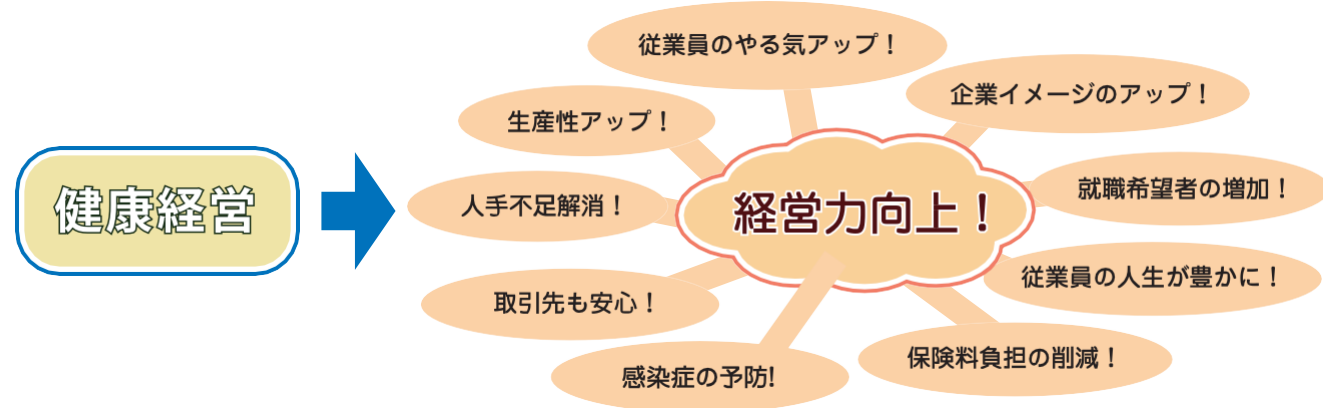
～「健康経営」とは～

従業員等の健康保持・増進の取組が、企業の収益性を高める投資であるにとらえ、従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践することです。



横浜市

「健康経営」の取組によって期待できる効果



「健康経営」の取組手順例

- 1 経営者による「健康経営」の表明を行う（「健康経営宣言」を行う）。
- 2 健康経営を推進する担当部署や担当者を決める（体制づくり）。
- 3 従業員の健康状況や課題を把握する。
・健康診断の結果から従業員の課題を把握します。また、従業員アンケートや、日ごろのコミュニケーションなどからも健康課題を把握できます。
- 4 実践計画や目標を立てる。
- 5 計画に基づいて取組を行う。
- 6 振り返りを行い、次の目標策定・取組につなげる。

※ポイント

- ・経営者自身の健康管理も重要です。・健康保険組合等と連携して、取り組みましょう。
- ・職場のコミュニケーションによって、健康経営の取組方法などを検討することが重要です。



「健康経営」の実践事例

事業所ごとに抱えている「課題」に応じた「取組」を行うことがポイントです。

課題	○運動に関する課題 ・健康診断で「肥満」と判定された従業員が多い。 ・運動の習慣のない従業員が多い。	取組	・社内に体重計を置いた。 ・社員食堂にサラダメニューを加えた。 ・「よこはまウォーキングポイント」に参加した。 ・朝礼で体操を行うことにした。
課題	○高血圧に関する課題 ・健康診断で「高血圧」と判定された従業員が多い。	取組	・社員食堂に減塩メニューを加えた。 ・社員食堂の各メニューに塩分表示をした。
課題	○血糖値に関する課題 ・健康診断で「血糖値が高い」と判定された従業員が多い。	取組	・社内の自動販売機の飲料を糖分の少ないものに変えた。 ・「良く噛んで食べる」「野菜を食べる」ことを啓発するポスターを掲示した。
課題	○喫煙に関する課題 ・喫煙している従業員が多い。	取組	・禁煙セミナーを開催した。 ・禁煙外来を紹介した。 ・屋内だけでなく敷地内全てを禁煙にした。
課題	○メンタルヘルスに関する課題 ・メンタルヘルス不調による休職者が増えた。 ・メンタルヘルス不調から復職した従業員が再度、休職した。	取組	・管理者向けのメンタルヘルス研修を開催した。 ・メンタルヘルス不調者への個別相談を実施した。 ・職場復帰支援プログラムを策定した。

「横浜健康経営認証」の主な審査項目

◆クラスAの審査項目（全てを満たしていることが必要です。）

- ①健康経営宣言を作成し、事業所内で共有しているか。
- ②経営トップの健康経営に対する意思が具現化されているか。
（経営者自身の健康診断受診は必須、健康づくりやその他の取組から1つ以上）

◆クラスAAの審査項目（（1）、（2）、（3）それぞれで半分程度を満たしていることが必要です。）

(1)体制に関する項目

- ①組織としての位置づけ ②担当者の設置 ③健康保険組合との連携 ④外部専門家等の活用経験
- ⑤定期的な健康情報の提供 ⑥治療と仕事の両立支援 ⑦非正規社員の健康状態の把握
- ⑧女性特有の健康課題等への取組 ⑨腰痛・肩こり等の予防への取組
- ⑩従業員の健康改善支援による生産性の向上への取組

(2)課題の把握と取組

- ①定期健診・特定検診の受診率を把握しているか。
- ②定期健診の結果、要指導、要医療となった従業員の割合を把握しているか。
- ③ストレスチェックの結果から従業員の傾向を把握しているか。
- ④健診結果から従業員の健康状態を把握しているか。
- ⑤体調不良の傾向、生活状況、病気などによる休暇の状況を把握しているか。

(3)健康課題を把握し、適切な取組が行われているか。

◆クラスAAAの審査項目（全てを満たしていることが必要です。）

- ①取組による変化を把握しているか。
- ②取組前後でのデータの変化を把握しているか。
- ③取組の振り返りを行い、今後の方針を策定しているか。
- ④取組内容の振り返りおよび今後の方針の決定を事業所として行っているか。

※審査項目の詳細はホームページをご覧ください。



応募対象の事業所

- (1)市内事業所（市内に本社・本店、支社、支店、営業所を有する事業所であること。NPO法人、公益法人等を含む）
- (2)法人市民税及び事業所税等を滞納していないこと
- (3)過去5年間に、重大な事案で労働安全衛生法などの従業員の健康管理に関連する法令等に違反し、処分等を受けていないこと
- (4)暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと
- (5)代表者の他に従業員が1名以上いること

審査方法

応募内容を基に、外部委員により構成された認証委員会にて審査を行います。審査にあたり、取組内容等について照会などを行う場合があります。その際は横浜市が委託する業者から連絡、照会を行うことがあります。

認証期間

初回の認証の場合応募の翌年度の4月1日から2年間、2回目以降の場合4年間です。
（認証期間中に認証区分のクラスアップを目指して再度応募することも可能です）

認証事業所のメリット（令和7年度時点）

- ・横浜健康経営認証マークを使用できます。
- ・横浜市ホームページ等を通じて認証事業所を紹介します。
- ・健康経営の取組のステップアップや継続を目的として、保健師、栄養士等による訪問、相談等が利用できます。
（原則、クラスA・AAを対象とし、1認証事業所あたり最大2回まで）
- ・健康測定機器の貸し出しを利用できます。
- ・横浜市中企業融資制度で金利優遇や保証料助成があります。（クラスAA・AAA対象）
- ・一部の横浜市公共調達において優遇されます。
- ・ICTを活用した禁煙チャレンジに対する補助を活用できます。

※上記のメリットは変更になる場合があります。